

下水道使用料改定のお知らせ

～令和6年4月1日以降のお支払い分から変わります～

日頃、下水道事業にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

下水道は、生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために大きな役割を果たす施設であり、皆さまに納めていただく下水道使用料は、日常生活で排水される汚水の処理費に充てております。

市では、下水道事業等経営審議会からの答申を踏まえ、事業の経営基盤の安定化と使用者負担の適正化を図るため、**令和6年4月請求分から下水道使用料を改定いたします。**

皆さまにはご負担をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳細については下記 URL または右の QR コードからご覧いただけます。

いわき市公式ホームページ 下水道使用料改定のお知らせ

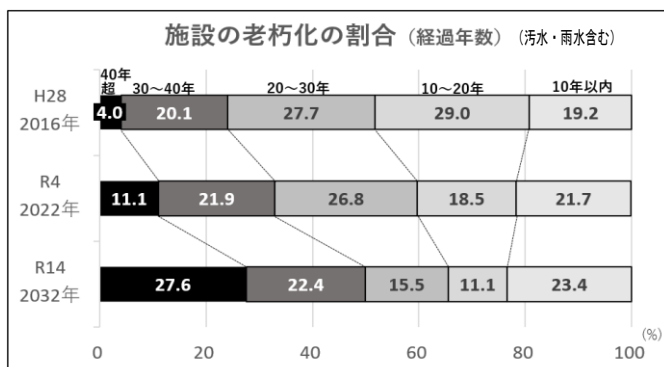
URL : <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1702360876062/>



下水道使用料の改定が必要な理由

① 施設の老朽化

下水道施設については、長寿命化を目指した維持管理により、費用の平準化を図っているものの、老朽化に伴う更新需要が増加していくものと見込まれます。



② 災害などへの対応

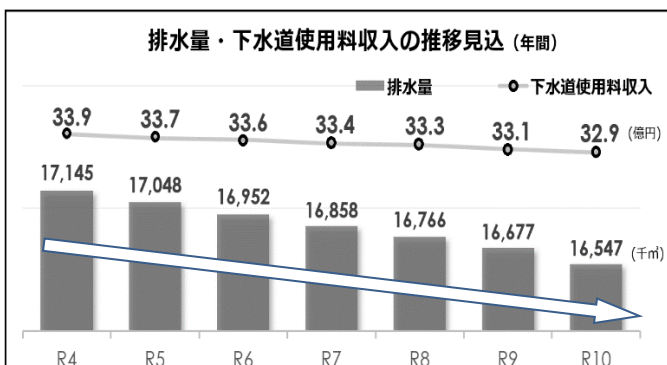
近年は、気候変動の影響などによって猛烈な豪雨や台風などによる被害が頻発しております。

そのため、災害や突発的なトラブルに対しても、生活への影響を最小限に抑えるための資金を確保しておく必要があります。

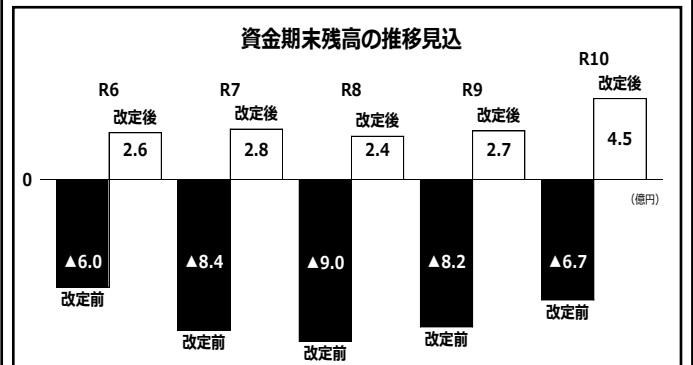


③ 人口の減少

市の下水道処理人口は減少傾向にあり、今後も減少すると考えられます。また、節水型機器の普及などにより、下水の排水量は減少すると予測されます。そのため、下水道使用料収入も減少傾向が続くものと見込まれます。



老朽化した施設の更新費用や社会情勢の影響などにより経営が悪化し、資金不足となることが見込まれます。また、災害や施設の突発的なトラブルにも対応できるよう資金を保有している必要があります。これらを踏まえ、下水道使用料を改定するものです。



【お問い合わせ先】

いわき市生活環境部 生活排水対策室

経営企画課

北部下水道管理事務所

南部下水道管理事務所

☎ 0246-22-7519

☎ 0246-34-4007

☎ 0246-53-6636

料金の切り替え時期について

改定後の使用料への切り替えは、令和6年4月以降の請求分からとなります。

支払方法	切り替え時期
納入通知書 (納付書)	納入通知書の表示月が、 ・令和6年3～4月分(3月検針、4月請求分) または ・令和6年4～5月分(4月検針、5月請求分) となっているものから
口座振替 (自動払込)	令和6年4月17日以降の口座引落から

※「地域污水处理施設使用料」及び「農業集落排水処理施設使用料」の使用料改定はございません。

検針票をご確認ください

水道料金検針時に水道局からお渡ししている「水道ご使用量等のお知らせ(検針票)」において、
「6年3月～6年4月分」
 または
「6年4月～6年5月分」
 と記載されたものから新料金となります。

※ 検針票の「下水道使用料」欄に料金が印字されていない方は公共下水道等を利用されておりませんので対象外です。

※ なお、水道料金について、改定はございません。

改定後の下水道使用料 【1か月分・消費税込】

区 分	使 用 料 区 分	現行使用料	改定後の使用料	比較増
一般汚水	基本使用料 (10 m ³ まで)	1,674.2 円	2,065.8 円	391.6 円
	超過使用料 1 m ³ につき	11 m ³ から 20 m ³ まで	224.4 円	41.8 円
		21 m ³ から 30 m ³ まで	249.7 円	47.3 円
		31 m ³ から 50 m ³ まで	261.8 円	49.5 円
		51 m ³ から 100 m ³ まで	343.2 円	64.9 円
		101 m ³ から 200 m ³ まで	369.6 円	69.3 円
		201 m ³ から 500 m ³ まで	396.0 円	74.8 円
		501 m ³ 以上	420.2 円	79.2 円

改定後の下水道使用料早見表 【2か月分・消費税込】

下水道使用料は、水道料金と併せて、原則2か月分をまとめて請求しております。

【下水道使用料 新旧早見表 (2か月分)】

使用水量	現行使用料	改定後の使用料	比較増
～20m ³	3,348 円	4,131 円	783 円
21 m ³	3,531 円	4,356 円	825 円
22 m ³	3,713 円	4,580 円	867 円
23 m ³	3,896 円	4,804 円	908 円
24 m ³	4,078 円	5,029 円	951 円
25 m ³	4,261 円	5,253 円	992 円
26 m ³	4,444 円	5,478 円	1,034 円
27 m ³	4,626 円	5,702 円	1,076 円
28 m ³	4,809 円	5,926 円	1,117 円
29 m ³	4,991 円	6,151 円	1,160 円
30 m ³	5,174 円	6,375 円	1,201 円
31 m ³	5,357 円	6,600 円	1,243 円
32 m ³	5,539 円	6,824 円	1,285 円
33 m ³	5,722 円	7,048 円	1,326 円
34 m ³	5,904 円	7,273 円	1,369 円
35 m ³	6,087 円	7,497 円	1,410 円
36 m ³	6,270 円	7,722 円	1,452 円
37 m ³	6,452 円	7,946 円	1,494 円
38 m ³	6,635 円	8,170 円	1,535 円
39 m ³	6,817 円	8,395 円	1,578 円
40 m ³	7,000 円	8,619 円	1,619 円

(単位: m³・円)

使用水量	現行使用料	改定後の使用料	比較増
41 m ³	7,202 円	8,869 円	1,667 円
42 m ³	7,405 円	9,119 円	1,714 円
43 m ³	7,607 円	9,368 円	1,761 円
44 m ³	7,810 円	9,618 円	1,808 円
45 m ³	8,012 円	9,868 円	1,856 円
46 m ³	8,214 円	10,117 円	1,903 円
47 m ³	8,417 円	10,367 円	1,950 円
48 m ³	8,619 円	10,617 円	1,998 円
49 m ³	8,822 円	10,866 円	2,044 円
50 m ³	9,024 円	11,116 円	2,092 円
51 m ³	9,226 円	11,366 円	2,140 円
52 m ³	9,429 円	11,616 円	2,187 円
53 m ³	9,631 円	11,865 円	2,234 円
54 m ³	9,834 円	12,115 円	2,281 円
55 m ³	10,036 円	12,365 円	2,329 円
56 m ³	10,238 円	12,614 円	2,376 円
57 m ³	10,441 円	12,864 円	2,423 円
58 m ³	10,643 円	13,114 円	2,471 円
59 m ³	10,846 円	13,363 円	2,517 円
60 m ³	11,048 円	13,613 円	2,565 円



いわき市水再生の
マスコットキャラクター
あいちゃん

＊【使用料計算例】使用水量が2か月で40 m³の場合＊

基本使用料	4,131.6 円 (2,065.8 円 (基本使用料分 10 m ³) × 2か月)
+ 超過使用料	4,488.0 円 (224.4 円×20 m ³ (40 m ³ － (基本使用料分 10 m ³ ×2か月)))
合 計	8,619 円 (1 円未満切捨て) ※下水道使用料は、基本使用料と超過使用料の合計額となります。